

(2) 子育て支援サービスの充実

地域子育て支援センターを中心とした相談援助体制の確立や、学童保育やあずかり保育での健全育成などの充実を図ります。

また、多様なニーズに対応できるよう、子育て支援サービスの充実に努めます。

① 一時的保育事業の充実

就労形態の多様化や保護者の疾病等のやむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難な場合や、保護者の育児疲れ等を解消等、一時的な保育ニーズに対応することができるよう、一時保育事業の充実を図ります。

(単位:箇所)

		実施施設数
一時保育目標事業量	平成21年度	1

② 幼稚園におけるあずかり保育の充実

就労形態の多様化や保護者の疾病等のやむを得ない事由により、降園後、家庭における育児が困難な場合の保育ニーズに対応することができるよう、あずかり保育事業の充実を図ります。

③ 放課後児童健全育成事業の充実

保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業等の終了後を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

老人福祉センターの一部を利用して運営されており、施設の老朽化のほか、施設に改善の必要のある箇所も多く、順次対応を検討していきます。

(単位:人)

		登録児童数
学童保育目標事業量	平成21年度	27

④ 地域子育て支援センターの機能充実

彩保育園で実施している地域子育て支援センター事業について、開放保育の実施による未就園児の健全育成や、育児相談、保健師による保健相談等地域の子育て支援の拠点として活用されるよう、機能の充実を図ります。

また、子育てサークル等の育成支援を行います。

⑤ 子育てに関する総合窓口の設置

さまざまな子育て支援に関するサービスの情報提供を行うとともに、各種相談事業、相談機関と連携し、総合的に子育て支援を行うことができるよう、子育てに関する総合窓口の設置について、検討していきます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病や、出張・残業等の事由、育児疲れや育児不安等の解消、その他社会的事由により、夜間、または短期間の間、一時的に家庭における養育が困難になる場合に、児童養護施設等において、短期間、子どもを預かることにより、子育て支援を行うサービスです。

このサービスについては、今後の需要動向を考慮し、検討していきます。

⑦乳幼児健康支援一時預かり事業

保育所、幼稚園等に通う児童が、病気や病気回復期のため集団保育が困難で、保護者の就労等で家庭での保育もできない場合に、医療機関等の専用スペースで一時的に預かることにより、子育てを支援するサービスです。

このサービスについては、各関係機関との連携を進め検討していきます。

⑧ファミリーサポートセンター事業

保護者が疾病の時の養育や、保育所・幼稚園の送迎等、子育ての支援を依頼したい人、子育ての支援を行いたい人の登録からなる会員組織であるファミリーサポートセンター事業の実施により、より多様な子育てニーズに対応するサービスです。

このサービスについては、今後の需要を考慮して、検討していきます。

⑨つどいの広場事業

親子が気軽に集うことのできる休息や交流の場として、また育児相談等の子育て支援を行う場として、つどいの広場を設置し、広く子育て支援を行うサービスです。

このサービスについては、今後の需要を考慮して、検討していきます。

⑩児童館

安全で適切な遊びの場を提供するとともに、遊びや創作活動等を通じて、子ども同士の交流を深め、社会性や創造性、自主性を伸ばすサービスです。

このサービスについては、今後の需要を考慮して、検討していきます。

⑪子育て支援に関する情報提供の充実

町広報誌、社協だより等、あらゆる広報機会を通じて、子育て支援に関するサービスや情報を適切に提供します。

また、インターネット等の各種メディアの利用や乳幼児健診等の機会の活用、保育所、幼稚園、学校等の関係機関との連携により、すべての住民が、必要に応じて情報を得ることができるよう努めます。